



2014年/月3/日

大仙市議会議長 橋村 誠 様

陳情者住所 秋田県秋田市山王四丁目4番14号
 陳情者氏名 秋田県教職員組合
 執行委員長 山縣 稔



陳情者住所 大仙市大曲金谷町5番20号
 陳情者氏名 秋田県教職員組合仙北支部
 支部長 渋谷 聡



地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正に係る
 意見書採択に関する陳情書

自治体の臨時・非常勤職員は、いまや3人に1人となり、全国では約70万人にも上ります。それらの職員の多くは、年収が約200万以下であるため官製ワーキングプアとも言われ、雇止め不安を感じながら日々の業務にあたっています。

臨時・非常勤職員の職種は、行政職のほか、教職員、保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、各種相談員、図書館職員、公民館職員など多岐にわたります。その多くの職員が、恒常業務に就いており地方自治体は臨時・非常勤職員の労働を無くして一日たりとも回りません。

しかし、臨時・非常勤職員にはパート労働法、労働契約法などが適用されないなど処遇や雇用について保護する制度が整備されておらず、民間労働法制と地方公務員制度の狭間で、法の谷間におかれた存在となっています。

このため、パート労働法や改正労働契約法の趣旨をふまえ、臨時・非常勤職員の処遇改善、雇用安定に関する法整備をはかることが重要課題となっています。

つきましては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の処遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関(総務省、厚生労働省、文部科学省、消費者庁)に意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

記

1. 非常勤職員に期末手当や退職手当の支給を認めていない地方自治法を改正すること。
2. 均等・均衡待遇を求めているパート労働法の趣旨を、臨時・非常勤職員に適用させるための法整備をはかること。

